

令和6年11月 木更津市定例教育委員会会議 会議録

1. 日 時 令和6年11月19日（火） 午後1時00分～午後2時00分

2. 場 所 木更津市役所朝日庁舎 会議室F

3. 出席者 教育長 廣部 昌弘  
委 員 渡部 佳子  
委 員 豊田 雅之  
委 員 小寺 孝治郎  
委 員 中島 緑

職 員

|               |        |
|---------------|--------|
| 教育部長          | 小高 幸男  |
| 教育部次長兼教育総務課長  | 亀田 聡史  |
| 教育部次長兼文化課長    | 水越 学   |
| 教育部部参事兼学校教育課長 | 上田 真里  |
| 学校給食課長        | 佐川 純子  |
| 生涯学習課長        | 鈴木 玲子  |
| まなび支援センター所長   | 難波 秀和  |
| 学校給食センター所長    | 森竹 慎子  |
| 図書館長          | 北村 晴美  |
| 郷土博物館金のすず副館長  | 松本 明子  |
| 中央公民館長        | 山下 理   |
| （会議事務局）       |        |
| 教育総務課管理係長     | 河名 千愛生 |
| 教育総務課副主幹      | 伊藤 浩之  |
| 教育総務課事務員      | 君塚 海咲  |

4. 傍聴人数 0名（非公開議案3件）

5. 議 案

議案第18号 公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第19号 市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営  
条例の一部を改正する条例の制定）について

議案第20号 市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立市民学習会館等の設置及  
び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について

議案第21号 市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立少年自然の家キャンプ場  
の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について

議案第22号 市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例等の一部を  
改正する条例の制定）について

議案第23号 木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の  
制定について

## 6. 報告事項

## 7. 議事大要

### ○廣部教育長

定刻となりましたので、令和6年11月定例教育委員会会議を開催いたします。

それでは、会議に入ります。会議録署名人には、渡部委員にお願いいたします。

また前回、10月定例会議の会議録につきましては、小寺委員と私で、それぞれ確認、署名いたしました。

議案の審議に入ります前に、本日の会議の開催にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定による会議の公開の可否につきまして、委員の意見を求めます。

本日、事務局から審議が予定されております、  
議案第19号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定）について」、  
議案第20号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について」、  
議案第21号「議会の議決を要する事件の議案（木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について」、  
議案第22号「市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定）について」及び  
その他の案件の「令和6年度教育費12月補正予算要求について」が、木更津市教育委員会会議規則第12条第1号の議会の議決を要する案件に、  
その他の案件の「公民館管理人について」が、木更津市教育委員会会議規則第12条第4号のその他非公開で審議することが適当だと認められるものに該当しますので、非公開といたしたいが、いかがでしょうか。

＜挙手全員＞

賛成全員により、当該案件につきましては、非公開といたします。

それでは、議案の審議に入ります。はじめに、議案第18号「公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

### ○亀田教育部次長

議案第18号「公民館運営審議会委員の委嘱について」につきまして、ご説明申し上げます。

議案資料2ページをご覧ください。本議案は、欠員の生じている木更津市立公民館運営審議会委員について、社会教育法第30条並びに木更津市立公民館設置及び管理運営条例第6条及び第7条の規定により、新たに委員を委嘱することについて、木更津市教育委員会組織及び運営規則第5条第12号の規定により、議決を得ようとするものでございます。

議案資料３ページをご覧ください。今回委嘱を予定している候補者は、１名であり、任期は令和６年１２月１日から令和７年３月３１日までとなります。なお、他の在任者等につきましては、４ページの参考資料のとおりでございます。説明は以上でございます。

#### ○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。

この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

＜質問・意見等なし＞

特に質問等ないようですので、採決に移ります。

議案第１８号「公民館運営審議会委員の委嘱について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

＜挙手全員＞

賛成全員で原案通り決定いたしました。

続きまして、議案第１９号から議案第２１号までは、類似の提案理由であるため、一括して議題に供します。

議案第１９号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定）について」、  
議案第２０号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について」及び  
議案第２１号「議会の議決を要する事件の議案（木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について」を一括して議題に供します。

#### ○亀田教育部次長

議案第１９号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定）について」、  
議案第２０号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について」及び  
議案第２１号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について」の提案理由をご説明申し上げます。

＜事務局より説明＞

説明は以上でございます。

#### ○廣部教育長

ご質問・ご意見等ございますでしょうか。

<質疑応答>

○廣部教育長

ご質問、ご意見がなければ、採決に移ります。まず、議案第19号市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定）について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

次に、議案第20号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について」、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

次に、議案第21号「市議会の議決を要する事件の議案（木更津市立少年自然の家キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定）について」、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第22号「市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定）について」を議題に供します。

事務局から 提案理由の説明を お願いいたします。

○亀田教育部次長

議案第22号「市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定）について」の提案理由をご説明申し上げます。

<事務局より説明>

説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

<質疑応答>

ご質問、ご意見がなければ、採決に移ります。議案第22号「市議会の議決を要する事件の議案（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定）について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第23号「木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題に供します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

○亀田教育部次長

議案第23号「木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由をご説明申し上げます。

議案資料75ページをご覧ください。

本議案は、木更津市少年自然の家キャンプ場西キャンプ場のテントベースを撤去し、自由広場の一部にテントサイトを新たに設置すること、並びに申請用紙への性別記載の見直しをすることに伴い、関係様式を修正しようとするものでございます。

78ページから81ページの新旧対照表をご覧ください。

西キャンプ場のテントベースを撤去し、自由広場の一部にテントサイトを設置したことに伴い、79ページの第2号様式中、使用場所欄の西キャンプ場に記載のあった、テントを削除し、北キャンプ場を自由広場テントサイトに変更するもの、また、すべての様式に共通して、使用人員、区分の性別欄を撤廃するものでございます。説明は以上でございます。

○廣部教育長

ただいま、事務局から提案理由等の説明がありました。この件につきまして、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

<質問・意見等なし>

ご質問、ご意見がなければ、採決に移ります。議案第23号「木更津市立少年自然の家キャンプ場管理規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、原案どおり賛成の方、挙手をお願いいたします。

<挙手全員>

賛成全員で原案どおり決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました議案の審議を終了いたします。

続きまして、報告事項に移りますが、今月の報告案件はありません。

続きまして、その他の事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【その他、事務局連絡・報告事項】

- ・令和6年度教育費12月補正予算要求について

説明：亀田教育部次長、上田教育部部参事兼学校教育課長、佐川学校給食課長、鈴木生涯学習課長、水越教育部次長、難波所長、北村図書館長、山下中央公民館長、小磯宮繕課長

- ・公民館管理人について

説明：鈴木生涯学習課長

○廣部教育長

その他、委員からご意見等ございますか。

＜意見等なし＞

○廣部教育長

それでは、その他を終了いたします。

事務局から次回の教育委員会会議につきまして、連絡をお願いいたします。

○事務局

次回、12月の定例教育委員会会議につきましては、12月17日（火）午後1時から市役所朝日庁舎会議室Fで開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

○廣部教育長

以上を持ちまして、令和6年11月定例教育委員会会議を終了いたします。

会議録署名人 教 育 長

委 員